

介護ロボット エントリーの前に必ずご一読いただきたい注意事項

問い合わせの多い内容や、交付申請しても「対象外」となるものがありますので、エントリーの前に必ずご確認ください。(一部「Q&A」と重複します)

<補助対象外となるもの>

①訪問系の事業所（訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等）で

●Wi-Fi等の通信環境整備・・・見守り支援機器の導入に伴う通信環境整備のため

●入浴支援、移乗介護（非装着型）等、訪問時に持っていけない介護ロボット

は補助対象外です。

●上記を設置、使用する場所が「特定施設」の指定を受けていない

*「養護老人ホーム」

*「軽費老人ホーム」

*「有料老人ホーム」

*「サービス付き高齢者向け住宅」

の場合も補助対象外です。

② 老朽化した「ナースコール」の入替を含む通信環境整備は補助対象外です。

(ナースコールは設備基準であり、施設になくてはならないもの。基準のものに補助はできません)

③ 踏んだり触ったりすることで、ブザー（報知）が鳴るだけのものは、「感知と動作」のみで「判断」がないため対象外とします。

④ 動力がなく、手動で空気圧をコントロールするもの、人口筋肉、てこの原理を利用するだけのものも対象外です。

⑤ 防犯を目的とした「監視カメラ」は対象外です。

(トップページ「ロボット種別ごとの定義と機器の例」の中の「見守り機器」のページで要件を確認してください)

⑥ 体位変換機器は「見守り」の定義と一致しないため、対象外とします。(厚生労働省の「人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)にメニューがありますので、介護福祉機器助成コースで検索し、支給要件の詳細、申請方法等を確認してください。)

【見積書等を徴取する際の注意点】

●「一式」表示している見積書の場合、内容が確認できず、補助対象外経費が含まれていないか確認することができませんので、詳細な見積書等を取り直して提出いただくようお願いします。

●「値引き」が行われている場合がありますが、補助対象外の項目が含まれている場合、どこに値

引きがかかるか分からず、補助対象経費を求めるのが難しくなりますので、値引き後の金額で見積書等を作成いただくようお願いします。

- メーカー、型番、仕様が全く同じなのに、価格差が大きく異なる事例が見受けられます。発注する数量によって、単価に差が生じることもあります。申請額の単価によっては、別途、「申立書」等の書類をご提出いただく場合があります。

必ず複数業者から見積を徴取し(金額によっては入札)、より経済的な見積の業者を選択の上、適正な価格で申請(エントリー)をお願いします。(交付申請時に複数業者からの見積書の添付は必要ありませんが、提出をお願いすることもありますので、法人で保管をお願いします。)

なお、「社会福祉法人」あてには、厚生労働省から以下の通知文〈社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成 29 年3月 29 日付け 老高発 0329 第3号)〉が発出されていますのでご注意ください。

(抜粋)

「価格による随意契約は、3社以上の業者から見積りを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。

ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積りで差し支えないこと。」

- ・工事又は製造の請負 : 250 万円
- ・食料品・物品等の買入れ : 160 万円
- ・上記に掲げるもの以外 : 100 万円

【その他の注意点】

- 機器等を職員個人(法人役員等を含む)のクレジットカードで支払い、ポイントが付与される場合は、実質「値引き」に当たるため、対象経費から減算する必要があります。

(交付決定額後に事実が判明した場合は、交付決定額の減額を行う可能性があります。)

よって、極力、クレジットカード払いによりポイントがつくような購入は避けてください。

なお、ネットショッピングの場合で、クレジットカード払い以外の方法でもポイントが付与されますのでご注意ください。

ただし、やむを得ずクレジットカードで支払う場合や、ネットショッピングで購入し、サイト内にポイントが付与される場合は、各種ポイント相当額を、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。

また、支払時に付与されたポイントを使用する予定がない場合であっても、必ず「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。